

令和3年 第7回 浜松市農業委員会総会議事録

1.開催日時 場所

令和3年7月16日(金) 午後2時30分 市役所 北館1階 101・102 会議室

- 2.委員の出欠
- 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫
横井典行 足立侑律 根木常次 内山進吾 岡本純 山中秀三 杉山誠
後藤剛 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 伊藤安子 小柳守弘 鈴木 要
- 欠席： 袴田博子 中安千秋 井上保典

3.出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 松本行弘 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎 吉山和志
富永幹人 藤下毅 青木善敬 加茂真也 刑部智美

4.審議事項

- 第50号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第51号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第52号議案 事業計画変更承認申請について
- 第53号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第54号議案 非農地証明について
- 第55号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地の利用状況の確認について
- 第56号議案 農用地利用集積計画の決定について

5.報告事項

- 報第49号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第50号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 報第51号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第52号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第53号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について
- 報第54号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第55号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第56号 農業用施設証明について

6.その他

議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは、定刻になりましたので、只今から令和3年第7回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者は議席番号10番の袴田博子委員、議席番号17番の中安千秋委員、議席番号21番の井上保典委員でございます。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。大変お暑いなか、また、新盆明けということで、お忙しいなかありがとうございます。今日のご存じのとおり、新しいメンバーの皆さんと一緒に始めていくということでございますので、私のほうからちょっと、お願いごと、思ったことを、少し時間をとらせてもらってしゃべらせていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。皆さんは地元での農業のリーダーであり、また、農協や自治会のしっかりとした役職についての方ばかりでございます。私は敬意をもって接していただきたいと思っておりますが、皆さんに会長ということで任命されたものですから、会長としてのものの言い方、考え方という形で発言をさせていただきたいと思ひますので、そのあたりもご容赦願ひたいと思っております。まず最初にですね、新しいメンバーの方は疑問に思うと思うのですが、第7回の総会ということで、任期が始まるのに第1回ではないのかと思ひている方もいらっしゃると思ひますが、そのあたりを説明をさせていただきたいと思っております。農業委員会は、1月に第1回の総会が始まります。2月が第2回、という形になっております。あとその間に7月の臨時総会が入っておりますが、総会の中にはカウントされていません。また行政側の任期始めは4月1日となっております。それと私たちの任期は7月1日から3年の始まりということで、ある意味3つの始まりが農業委員会にはあるわけですが、やはり行政機関の一部でございます農業委員会は、4月1日が基本的には任期、年のはじまりと考えておりますので、ご了承願ひたいと思ひます。ですから今回は、前の総会の任期を引き継いで途中から入るという形になっています。また3年後に私たちの任期を次の人がつなぐということで、そういう形でやっていくということをご了承願ひたいと思ひます。それで、本題に入る前に、皆さん毎回研修会等で聞いていると思ひますが、私からももう一度注意事項という形の1丁目1番地を説明させていただきたいと思っております。ご存じのように、私たちは特別地方公務員という形で、守秘義務というものが発生します。本当に大事な部分でございますので、まず本当に守秘義務というものをしっかりと守っていただきたいと思ひます。それと、やはり権限、許認可権を持っていますので、物品、金品の授受、要求というような御法度については、駄目でございますので、やめていただきたいと思ひます。それと、飲酒運転、これは農業委員であろうがなかろうが、人として、社会人として、本当に気を付けていただきたいと思ひます。この3点を、常に言われておりますが、肝に銘じてやっていただきたいと、そういうふうに思っております。その流れの中で話をさせていただきますと、みなさん、1日に配布された封筒の中にネームプレートと農業委員会バッジというものが入っていたと

と思いますが、実は私、前々回、副会長をやっていたとき、次年度の予定を組むときに、事務局にネームプレートと農業委員会バッジの配布について要望いたしました。前回は、ネームプレートの部分に関してはみなさんにお渡しができることになりました。今回も、前任期に会長をやらせていただきましたので、次の任期の要求をするときに、こういうことを申し送りし、今回農業委員バッジ、貸与という形になりますが、みなさんにご用意できることになりました。なぜ私がネームプレート、農業委員バッジにこだわったかといいますと、自分の持論でございますが、農家のおやじが農業委員になるときのスイッチの部分、やはり家で仕事をしていて、着替えて、総会へ来ます。そのときにやはり、こういうネームプレートや農業委員バッジをつけるという、1つの農業委員の証として、農家のおやじから農業委員としての仕事の誇りと責任を感じ、活動するぞというような気持ちになるという1つのスイッチという形で私は思っております。ネームプレートや農業委員バッジをつけたときには、浜松市農業委員の一員であると、しっかりと認識して活動していただきたいと、私はそう思っておりますので、そのところ深く考えていただきたいと思っております。そういうわけでみなさん本当に立派な方たちですので、余計なことは言いませんが、やはり浜松市の農業委員会というのは、県下でもトップを走る農業委員会でございます。転用件数も毎月100件近くありますし、人数においても農地利用最適化推進委員、農業調査員のみなさんも合わせて180人以上という大所帯でございます。その中で県をリードする、日本をリードする農業委員であるがためには、やはりいろいろと学んでいただき、研修会等も出ていただいて自分を磨いていただきたいと、そういうふうに思っております。その中で、私が先ほどから申し上げているとおり、前回、農業委員の会長をみなさんから仰せつかったときに、いろいろ反省する部分、いろいろこういうことをすればもうちょっと農業委員会が活発になったと思う部分が1つあります。1つといってもいっぱいあるのですが、1つ、みなさんをお願いという形で聞いていただきたいと、そういうふうに思っています。それは、地区調査会で、年に少なくとも3回以上、各自活動をしていただきたい。いろいろな活動、なんでもいいです。いろいろな活動をしていただきたい。それは地区調査会の会長である、ここにお集まりのみなさんが自分で考えたり、調査会の中からお意見をいただいたりして活動をする。たとえば、7月の調査会のときに実施したのですが、営農型発電の研修会をしたいということで、縣グループ長に来ていただきまして、調査会が終了した後に資料等をもらいまして営農型発電についての研修をいたしました。こういうような内輪の研修会もいいですし、また初めての農業委員の方は、農地法について縣グループ長や担当職員に来てもらって調査会の中で勉強をする。こういう活動もいいのではないかと、そういうふうに思っております。また、勉強するという意味では、浜北地区の調査会なのですが、営農型発電の現場を見に行こうと。現場を見に行くと、事業者も呼んで、更新時の、勉強をしながら調査をしようということで、そういう営農型発電を現場へ見に行くという活動もあります。また別の調査会では、外国人の方が大変多く担い手としてやっている、しかしやはり外国人としての悩み、多少のトラブルがあるので、外国人の担い手の方に集まってもらって、調査会の中でみなさんと意見交換をして、なじんでいけるような形にするという、浜松市の南部で実施している活動もあります。そういうふうに考えれば何でもできます。そういうことで私はみなさんに、調査会の会長として、ある意味自分の思いも入れながら、年3回ぐらい、年3回以上実施していただければうれしいなと思っております。これは強制ではございません。私の希望で

すが、年 3 回実施していただきまして、実はちょっともう次のことを考えていまして、実施したら活動報告書を書いていただきたいと思います。それは正直に書いていただければ結構です。活動報告書を書いていただきまして、私たちが見て、年に 2、3 回チャンスがあれば、こういう活動ってみなさんに報告したほうがいいよね、みなさんと共通認識で持ったほうがいいよねというような、そういう発表の場を持ちながら、事例発表としてやっていくという形で、浜松市の農業委員会はどうしても転用、許認可のほうに力が入って 1 丁目 1 番地になっています。しかし、これからの農業委員会はやはり地元で活躍するということも必要でございます。そのためにも、このようないろいろな活動をする、というのが必要ではないかなと、そういうふうに思っておりますので、ぜひ年 3 回を目標に、独自の活動を実施していただいて、活動報告書を出していただき、その中からみなさんと共通とするものを発表するというような形を、3 年間、私の気持ちとしていきたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。長くなりましたが、まだまだ話したいことはいっぱいありますが、来月、再来月とあいさつの機会がありますので、そのときに私の思いをひとつ、話をさせていただきと思っておりますので、3 年間よろしく申し上げます。

局 長 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は議長として松島会長をお願いいたします。

議 長 それでは、只今から、令和 3 年第 7 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、議席番号 4 番の平尾温己委員、議席番号 5 番の加茂龍雄委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 50 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

木 下 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

藤 下 今月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号 116 番外 12 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 10 件、贈与に係る案件が 3 件でございます。

それでは説明いたします。

議案 2 ページ、地区「引佐」、整理番号 122 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区引佐町狩宿の■■■■さん、70 歳でございます。■■■■さんは、本申請地に利用権を設定しみかんを耕作しておりました。この度、借入期間が満了しましたが、引続き耕作するために所有権を取得したく、申請にいたったものでございます。申請地は、北区引佐町狩宿の畑、2 筆で、取得後は引続きみかんを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 125 番は贈与に係る案件でございます。譲受人は、北区三ヶ日町福長の■■■■さん、63 歳でございます。譲渡人の■■■■さんは■■■■さんの実父であり、後継者である■■■■さんに経営移譲するため、平成■■■■年に農地法 3 条許可を受け、所有農地に親子間の使用貸借権を設定しました。今回、■■■■さんが高齢であることもあり、農地の一部を■■■■さんが贈与により取得し引続き耕作したく、申請にいたったも

のでございます。申請地は、北区三ヶ日町大谷、三ヶ日町只木の畑、4 筆で、取得後は引続きみかんを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

加茂委員 始めに、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたということでございます。

続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山委員 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山委員 引佐地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤委員 三ヶ日地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたということでございます。

続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島委員 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水崎委員 春野地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 50 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 51 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 お手元の議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

藤 下 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 38 番外 8 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 3 件、農家住宅関連が 1 件、駐車場が 2 件、農

業用施設が2件、キャンプ場が1件でございます。また、農地区別の内訳は、農用地域内農地が1件、第1種農地が1件、第2種農地が1件、第3種農地が6件でございます。なお、是正案件は39、40、45、46番になります。

なお、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。

それでは、転用面積が最も大きい案件について説明いたします。

議案6ページ、地区「佐久間」、整理番号「46番」をご覧ください。是正案件になります。

天竜区佐久間町浦川の畑1,901.38㎡、5筆を農地法の許可を得ることなく、オートキャンプ場として利用していたため、是正をおこないたいという申請です。申請者は、天竜区佐久間町浦川にお住まいの■■■■さんです。■■■■さんの父は■■■■の■■■■をしており■■■■に旧佐久間町から補助を受け、併用地を含め3,413.86㎡のオートキャンプ場の設置、運営を行っていました。■■■■に父の死去に伴い組合が解散し、その後は個人で運営を引き継いでまいりましたが、資産の確認をおこなったところ、申請地が農地であることが判明したため、申請にいたったものでございます。申請地は、浜松市浦川ふれあいセンターから南西へ約■■■■kmのところにある農地です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、キャンプ場に必要な施設を設けたものあり、配置計画からみて転用面積は適当と思われます。また、申請地の雨水排水は自然浸透させることになっており、周辺に農地もないことから問題はないと判断いたします。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤委員 中央地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬委員 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾委員 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村委員 庄内地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本委員 都田地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤委員 三ヶ日地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島委員 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

佐久間・水窪地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたということでございます。

これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

森島委員 会長。

議 長 はい。森島委員。

森島委員 あの、ちょっと教えてもらいたいと思うんですが、46 番の佐久間の案件、オートキャンプ場というのは、立地条件であるとかエリア条件であるとか、というのが徹底されていると思うのですが、たとえば山間地でのあたりのことを教えていただきたい。

議 長 事務局、説明をお願いします。

石 川 浜北農地利用グループ石川です。地域の基準は山間地になりますが、川沿いの農地といえますか堤防、川原といえますか、多少草が生えている所になっています。幅が 20 メートルぐらいでしょうか。南北にちょっと長い地形になっています。地形的には以上です。

議 長 はい。森島委員。

森島委員 川原で畑ですか。

石 川 川原で畑が残っていたということで聞いております。

森島委員 川原が農地が残っていたんですね。

石 川 はい。

森島委員 なるほど。除外等の条件というのは、川原でなければならぬとか、あるのでしょうか。

石 川 説明させていただいた通り、昭和 ■■■ 年に事業として既に行っているもので、是正案件として、議案にあげられたものになります。

議 長 はい。森島委員。

森島委員 別の新しい申請はありえるのでしょうか。オートキャンプ場という申請で。佐久間、天竜、浜北で可能性はあるということでしょうか。畑を使った、農地を使った申請が可能性としてはあるのでしょうか。

議 長 はい。事務局。

石 川 相談は実は年に数件来ております。ただ、新しくキャンプ場を設ける場合につきましては、農地を使ってまでどうしてそこでやらなければならないかという審査の中で、中々許可が出るような所は今の所はないというのが現在の状況です。

森島委員 わかりました。それを聞いたかったです。

議 長 その他ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは採決いたします。第 51 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 52 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

木 下 議案 7 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)
担当者から説明いたします。

藤 下 今月の申請は、許可期間を延長する「目的変更」が 1 件、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件でございます。

議案 7 ページ、地区「神久呂」、整理番号 11 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [] です。申請地は、西山郵便局の南西約 [] m に位置する農地です。申請にいたった経緯ですが、当初の事業計画では、申請地近隣の民間工場建設工事のための仮設事務所・仮設トイレ・資材置場・駐車場の敷地として、令和 [] 年 [] 月から令和 [] 年 [] 月までの 6 か月間、一時的に転用する計画でした。その後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、建設資材の納期に大幅な遅延が生じ、当初事業計画のとおり建設工事が完了できない見込みとなったため、令和 [] 年 [] 月末まで 2 ヶ月間の期間延長を申請するものです。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、排水について、雨水は自然浸透させる計画であること、隣接農地との境界には見切りを設置する計画となっていること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断いたします。

続きまして、議案 8 ページ、地区「新津」、整理番号 12 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [] さん、承継者である [] [] でございます。申請にいたった経緯でございますが、当初の転用事業者である [] さんは、[] に農地法第 5 条の許可を受け、自己用住宅を建築予定でしたが、当初予定していた水路占有における農林水産省との許認可の調整が難航したため、思いどおりに計画が実行できず現在に至ります。承継者である [] は、申請地隣接の農地も含めた 2 筆に、社員の通勤用の駐車場を計画したものです。申請地である中区法枝町の畑は、江西中学校の南東約 [] m に位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超えている区域内にある農地として、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。転用計画は、社員通勤用の駐車場を整備するもので、配置計画からみて転用面積は適当と認められます。敷地の外周には新設の擁壁を設置し、雨水は自然浸透及び敷地内側溝を経由して道路側溝へ放流する計画となっております。当初の許可目的の達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 13 ページ、整理番号 477 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(異議なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 52 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第53号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

木下 議案9ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

吉山 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号446番外83件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が4件、自己用・共同住宅関連が47件、事業用の建物関連が6件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が11件、太陽光発電が15件、一時転用が1件でございます。

また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が3件、第1種農地が8件、第2種農地が22件、第3種農地が51件でございます。

なお、是正案件は整理番号480番、502番、511番、523番の4件でございます。

また、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請につきまして、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案12ページ、地区「神久呂」、整理番号465番をお願いします。

西区西山町の畑4,519㎡について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は■■■■■■■■■■で■■■■と■■■■■■■■■■を経営する医療法人です。既存の従業員用駐車場に介護施設を建設することになり、その代替地として駐車場を確保したく申請に至ったものでございます。申請地は、浜松市立富塚西小学校の北西約■■■■kmに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね500m以内に2つ以上の医療施設があることから、第3種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、134台収容の駐車場と緑地を新設する計画であり、配置計画からみて転用面積は適当と思われる。申請地は碎石敷とし、周囲には緑地帯を設ける計画であること、雨水排水は敷地内側溝から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案16ページ、地区「三方原」、整理番号495番をお願いします。

北区東三方町の畑7筆、9,046㎡について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■■■■■■■に本社を置き、■■■■■■■■■■を営む法人です。販路拡大による受注増加により、既存の工場では手狭となっておりますが、周辺の状況から敷地の拡張は不可能であるため、本申請地に工場を新設、移転することで、今後の更なる受注増加に対応したく、申請に至ったものでございます。申請地は、静岡県立浜松工業高校の北約■■■■kmに位置する農地です。農地区分につきましては、相当数の街区を形成している区域内にある農地(工場誘導地区)であることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、

倉庫、排水処理施設などの機械室 5 棟、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から地下調整池に流入させ、道路側溝へ制限放流し、汚水雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 16 ページ、地区「細江」、整理番号 498 番をお願いします。

北区細江町中川の田畑 8 筆、6,353 m²について、倉庫を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■■に本社を置き、■■■■■を営む法人です。受注増加により既存の倉庫では不足するため、既存施設に隣接する申請地に倉庫を新築することで、今後の更なる受注増加に対応したく、申請に至ったものでございます。申請地は、天竜浜名湖鉄道金指駅の南東約■■■km に位置する農地です。農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、倉庫 2 棟、事務所、ポンプ室、駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から地下調整池に流入させ新設水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽から新設水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 17 ページ、地区「引佐」、整理番号 500 番をお願いします。

北区引佐町井伊谷の畑、4,425 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■■に本社を置き、■■■■■や■■■■■を経営する法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地は、引佐協働センターの東約■■■km に位置する農地です。農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、370W の太陽光パネル 576 枚を設置し、発電能力が 213.12kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には堰堤、フェンスを設置する計画であること、雨水は自然浸透させ、余剰分は道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を令和■■年■■月■■日付で受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えま

す。

続きまして、議案 20 ページ、地区「中瀬」、整理番号 525 番をお願いします。

浜北区中瀬の畑 4 筆、4,811 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED]に本店を置き、[REDACTED]を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から [REDACTED]年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、新東名浜松浜北インターチェンジの南約 [REDACTED]km に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 2,988 m²、最大掘削深 10m、総掘削量は 13,326 m³を予定しております。工事期間中は、2m から 5m の保安距離を確保し表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、キャベツ、ジャガイモ、サツマイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、「砂利採取事業事前審査意見書」の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われる、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤委員 中央地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬委員 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾委員 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂委員 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間委員 湖東地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村委員 庄内地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横井委員 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立委員 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたということでございます。

続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木委員 新津・可美地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山委員 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中委員 細江地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山委員 引佐地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ケ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤委員 三ケ日地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたということでございます。

最後に、中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島委員 522 番から 529 番の内、525 番砂利採取について、若干の報告をさせていただきます。この砂利採取事業については、XXXXXXXXXXさんと、地元の生産者と、地元の会社の三者で跡地利用をするとの話ができております。問題なのは、本当に大丈夫なのか、本当にできるのかということについては、この以前に工事された、砂利採取された所も含めて、今調査会として検証していくということにしておりますが、この土地についても、地域についても、条件的には非常に難しくなっているというふうに思います。ここで本当のキャベツなりさつまいもなりが採れるかということになると、2、3 年の様子を見なければわからないという所もあってのことではございますが、調査会としては、引き続き注意深く見守っていきたいというふうに考えています。以外については問題ありません。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

はい。小柳委員。

小柳委員 例えば先ほどの説明で、17 ページの整理番号 500 の所が、丸がついてあって説明があったと思います。これは 500 番が基準、そういうふうに見ますと、例えばですけど、三ケ日地区の 505 番と 506 番と 508 番、これはたぶん申請をされている方が同一だと思うのですが、これらを足すと太陽光発電のパネルが大体 500 以上の枚数になるものですから、もし説明案件でそういった基準があるのであれば、そういう見方での説明が求められると思いますが、いかがでしょうか。1 つの計画として見ますとかなりの枚数と思うものですから。以上です。

議 長 事務局、説明をお願いします。

縣 農地調整グループ長の縣です。説明案件の基準についてご説明します。基本的には、県に上げる案件としまして、面積 3,000 m²以上のものをリストアップしておりますので、太陽光発電パネルの枚数で説明案件の判断をしているわけではないものですから、ご理解、ご承知いただき

たいと思います。説明は以上でございます。

小柳委員 3つの申請の面積を足して3,000㎡以上だったら説明案件になるということでしょうか。

議 長 はい。事務局。

縣 3つの申請が同じ地域、同じエリアで申請が出されていて、一体として開発される場合にはもちろん説明案件となります。説明は以上です。

小柳委員 ありがとうございます。

森島委員 会長。

議 長 はい。森島委員。

森島委員 熱海で土砂災害の事故があって、斜面での太陽光発電、国も神経質になっているとことがあります。現状はその過渡期です。その過渡期にあたって、我々調査会が、従来と同じ審査で斜面での営農型太陽光発電、斜面での太陽光発電、取り扱っていいものかどうか、それについてはやっぱり全体でもうちょっと深い議論が必要だと、そういうふうに思います。

議 長 今回の森島委員の質問でございますが、斜面での太陽光発電の取り扱いについて、事前に協議をさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

縣 今回の申請地における太陽光発電についてまず説明をさせていただきます。大規模な造成工事を行わない、いわゆる盛土、切土を行わず、排水処理の方法は、雨水を自然浸透させるため、土砂の流出等の恐れはないと考えております。熱海の土砂災害の件ですが、現在のほうから土採取規制条例、あるいは都市計画法、宅地造成等規制法、森林法に基づく開発行為を許可した案件については、関係各所に緊急点検するよう要請がきております。農業委員会においても、県の農地利用課から過去3年以内に残土処分を伴う農地造成等を転用目的とした許可、おおむね3,000㎡以上のものについて調査を行うよう依頼が来ておりますので、安全性の確認をするため、今後県と現地調査を行うための準備のほうを進めております。説明は以上でございます。

議 長 はい。森島委員。

森島委員 結構だと思います。ただ、もうひとつちょっと付け加えてもらいたいのですが、過去30年、40年、つまり七夕豪雨のあたりで雨水が流れたような所については、ちょっと地元の私の所に関しても危惧、心配しているところもあるものですから、七夕豪雨のあたりのときの雨水の出方についても神経をつかったほうがいいというふうに思っております。以上です。

議 長 その他ございますでしょうか。

(意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第53号議案「農地法第5条の規定による許可について」につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第54号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案23ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

吉 山 今月の申請案件は、地区「入野」、整理番号 21 番でございます。それでは説明いたします。
申請地は平成 ■ 年に申請人の父が農業用倉庫を 3 棟建築し、以後宅地利用されていたものです。つきましては、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局からの説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 54 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することいたします。
次に、第 55 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案 25 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)
担当者から説明いたします。

吉 山 議案の説明の前に、簡単に相続税の納税猶予制度の説明をさせていただきます。農業を営んでいた被相続人から相続により農地を取得し、自ら農業を営む場合には、申告した農地の相続税が、一定の条件のもと猶予されます。相続税の猶予につきましては、税務署が決定するものですが、相続税の猶予の要件である「農業を営んでいること」の確認について、総会でご審議いただいております。審議の結果は、事務局より税務署へ報告いたします。

今月の案件は、相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月は、地区「三方原」、整理番号 9 番外 1 件でございます。

それでは納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「浜名」、整理番号 10 番、浜北区内野 ■■■■■ 外 15 筆について、ご説明いたします。被相続人は、平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日に亡くなられた、■■■■■ さん。相続人は、浜北区内野にお住いの、子の ■■■■■ さん、68 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 11,222 m²です。現地調査をした結果、水稻、とうもろこし等が耕作されていました。また、整理番号 9 番につきましても、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局からの説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 55 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 56 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案 27 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

刑 部 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。令和3年度第4回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和3年7月20日となります。2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計193筆、18万3,561.25㎡の内訳でございます。今月は、笠井地区での3筆をはじめとして、計25地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから19ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、21ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。3ページの1番をご覧ください。■■■■さんです。西区古人見町の■■■■さんのもとで砂糖エンドウ栽培を学び、今回の申請にいたりました。西区大久保町■■■■の畑、1,200㎡を借り受け、砂糖エンドウの栽培を予定しております。

次に、5ページの1番から10番、11ページから19ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が67筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第56号議案「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、報告事項の第49号から第56号までを、事務局から報告をお願いします。

(報告事項)

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森島委員 (利害関係を伴わない農業委員について)

後藤委員 (営農型太陽光発電について)

議 長 その他ございますでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

- 齋藤 (農地利用最適化推進委員研修会について)
齋藤 (弔慰の取扱いについて)
齋藤 (事前研修会で提出された質問について)

木下 令和3年 第8回 農業委員会総会
日時 令和3年8月16日(月) 午後2時30分から
場所 引佐協働センター 2階 会議室

議長 それでは、以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。
長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第7回浜松市農業
委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時50分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和3年8月16日

会 長 松島 好則

委 員 平尾 温己

委 員 加茂 龍雄